

平成31年2月12日提出

平成31年3月市議会定例会議案

(その2 議案第10号から議案第44号まで)

木 更 津 市

平成 3 1 年 3 月市議会定例会議案目録（その 2）

議 案 番 号	件 名	関 係 部 等	頁
議 案 第 1 0 号	平成 3 1 年度木更津市一般会計予算	財 務 部	別冊
議 案 第 1 1 号	平成 3 1 年度木更津市国民健康保険特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 2 号	平成 3 1 年度木更津市後期高齢者医療特別会計予算	市 民 部	別冊
議 案 第 1 3 号	平成 3 1 年度木更津市介護保険特別会計予算	福 祉 部	別冊
議 案 第 1 4 号	平成 3 1 年度木更津市公設地方卸売市場特別会計予算	経 済 部	別冊
議 案 第 1 5 号	平成 3 1 年度木更津市公共下水道事業特別会計予算	都市整備部	別冊
議 案 第 1 6 号	君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理 に関する条例の制定について	総 務 部	1
議 案 第 1 7 号	木更津市職員倫理条例の制定について	総 務 部	4
議 案 第 1 8 号	第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選 定委員会設置条例の制定について	環 境 部	8
議 案 第 1 9 号	木更津市森林環境整備基金条例の制定について	経 済 部	1 0
議 案 第 2 0 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定 について	総 務 部	1 2
議 案 第 2 1 号	木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例 の制定について	総 務 部	1 3
議 案 第 2 2 号	附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定につい て	総 務 部	1 5
議 案 第 2 3 号	特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関 する条例の一部を改正する条例の制定について	総 務 部	1 7

議案第24号	木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	19
議案第25号	木更津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	20
議案第26号	木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	総務部	21
議案第27号	アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例の一部を改正する条例の制定について	財務部	22
議案第28号	木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について	財務部	25
議案第29号	木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	環境部	34
議案第30号	木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について	経済部	35
議案第31号	木更津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	36
議案第32号	木更津市地域污水处理場条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	38
議案第33号	木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	40
議案第34号	木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について	都市整備部	42
議案第35号	木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について	消防本部	44
議案第36号	木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定について	教育部	45
議案第37号	木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	教育部	47
議案第38号	権利（債権）の放棄について	水道部	48
議案第39号	業務委託変更契約の締結について	都市整備部	49

議案第40号	業務委託変更契約の締結について	都市整備部	50
議案第41号	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約の制定に関する協議について	環境部	51
議案第42号	木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する協議について	都市整備部	55
議案第43号	君津広域水道企業団の解散に関する協議について	企画部	58
議案第44号	君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について	企画部	59

議案第 16 号

君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

君津地域水道事業の統合広域化に伴う関係条例の整理に関する条例
(市の区域外住民に対する水道事業給水条例等の廃止)

第 1 条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 市の区域外住民に対する水道事業給水条例（昭和 38 年木更津市条例第 37 号）
- (2) 木更津市水道事業の設置等に関する条例（昭和 41 年木更津市条例第 38 号）
- (3) 木更津市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和 42 年木更津市条例第 9 号）
- (4) 木更津市水道事業給水条例（平成 9 年木更津市条例第 26 号）
- (5) 木更津市水道事業の布設工事監督者の配置基準及び資格並びに水道技術管理者の資格を定める条例（平成 24 年木更津市条例第 40 号）

(木更津市証紙条例の一部改正)

第 2 条 木更津市証紙条例（昭和 39 年木更津市条例第 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 6 号を削る。

(特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第 3 条 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 9 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項中「、失職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 11 条第 1 項第 1 号に該当して地方自治法第 143 条第 1 項、第 164 条第 2 項、第 168 条第 7 項若しくは第 201 条の規定による失職及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 7 条の 2 第 2 項第 1 号に該当して同条第 10 項の規定による失職。第 3 項において同じ。）」を削り、同条第 3 項中「、失職」を削る。

(木更津市行政手続条例の一部改正)

第 4 条 木更津市行政手続条例（平成 9 年木更津市条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号中「及び地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 10 条に規定する企

業管理規程」を削る。

(木更津市個人情報保護条例の一部改正)

第5条 木更津市個人情報保護条例（平成11年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第6号中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削り、同条第8号中「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(木更津市情報公開条例の一部改正)

第6条 木更津市情報公開条例（平成12年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

第7条第1号ア中「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する企業管理規程」を削る。

(木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の一部改正)

第7条 木更津市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号に規定する職員をいう。以下同じ。）である派遣職員を除く。第6条において同じ。）」を削る。

第5条中「（企業職員である職員を除く。）」を削る。

第7条を削り、第8条を第7条とし、第9条から第13条までを1条ずつ繰り上げる。

第14条中「（企業職員である職員を除く。以下次条までにおいて同じ。）」を削り、同条を第13条とし、第15条を第14条とし、第16条を第15条とする。

(木更津市審議会等の会議の公開に関する条例の一部改正)

第8条 木更津市審議会等の会議の公開に関する条例（平成14年木更津市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号ア中「、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第10条に規定する管理規程」を削る。

(木更津市情報基本条例の一部改正)

第9条 木更津市情報基本条例（平成15年木更津市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(木更津市意見公募手続に関する条例の一部改正)

第10条 木更津市意見公募手続に関する条例（平成18年木更津市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「（水道事業の管理者の権限を行う市長を含む。）」を削る。

(木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正)

第11条 木更津市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成21年木更津市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号を次のように改める。

(3) 規則等 市長その他の市の機関の規則及び地方自治法第138条の4第2項に規定する
規程をいう。

第2条第4号中「、地方公営企業法第2条に基づく水道事業」を削り、「これらに」を「これに」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

君津地域水道事業の統合広域化に伴い、関係条例の整理をしようとするものである。

議案第 17 号

木更津市職員倫理条例の制定について

木更津市職員倫理条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の執行に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和 26 年法律第 261 号）第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する本市の職員をいう。
- (2) 管理職員 職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）第 12 条の 2 第 1 項に規定する管理職手当の支給を受ける職員をいう。
- (3) 任命権者 地方公務員法第 6 条第 1 項に規定する任命権者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する権限の一部を委任された者を含む。）をいう。

(職員の倫理行動規準)

第 3 条 職員は、次に掲げる事項をその職務に係る倫理の保持及び公正な職務の執行（以下「倫理の保持等」という。）を図るために遵守すべき規準として、行動するものとする。

- (1) 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、市民に対し不当な差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たること。
- (2) 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いないこと。
- (3) 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、贈与等を受けること等の市民

の疑惑や不信を招くような行為をしないこと。

(4) 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組むこと。

(5) 職員は、自己啓発に努め、職務の執行に必要な能力の開発及び向上を図ること。

(6) 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動すること。

(禁止行為等に関する規則)

第4条 市長は、前条に掲げる倫理行動規準を踏まえ、職員の倫理の保持等を図るため、職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑や不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項（以下「禁止行為等」という。）に関する規則を定めるものとする。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、この条例又はこの条例に基づく規則等（以下「条例等」という。）に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 任命する職員の倫理の保持等のための体制を整備すること。

(2) 任命する職員の倫理の保持等に資するよう任命する職員に対する指導その他必要な措置を講ずること。

(3) 任命する職員が条例等に違反する行為を行った場合には、厳正に対処すること。

(4) 任命する職員が条例等に違反する行為について管理職員その他適切な機関等に報告等をしたことを理由として、不利益な取扱いを受けないよう配慮すること。

(管理職員の責務)

第6条 管理職員は、条例等に定める事項の実施に関し、次に掲げる責務を有する。

(1) 部下の職員からの倫理の保持等についての相談に応じ、必要な指導及び助言を行うこと。

(2) 部下の職員が特定の者と市民の疑惑や不信を招くような関係を持つことがないかどうかの確認に努め、その結果に基づき、部下の職員の倫理の保持等に関し、必要な指導及び助言を行うこと。

(3) 条例等に違反する行為があった場合にその旨を任命権者に報告すること。

(不正な働きかけの禁止)

第7条 何人も、職員に対し、禁止行為等に違反する行為、権限の不正な行使その他職員の倫理の保持等を妨げる行為をするよう不正な働きかけを行ってはならない。

(不正な働きかけに対する措置等)

第8条 職員は、前条の不正な働きかけを受けたときは、遅滞なく任命権者に報告するものとする。

2 任命権者は、前項の報告の内容が規則に定める不正な働きかけに該当すると判断したときは、必要に応じて職員の倫理の保持等に必要と認められる措置を構ずるとともに、遅滞なく当該報告及び措置の内容を市長に報告するものとする。

3 市長は、前項の報告があったときは、必要に応じて次条に規定する木更津市職員倫理審査会において審査を行うものとする。

4 市長は、次条第3項の報告に基づき、又は必要に応じて職員の倫理の保持等に必要と認められる措置を講ずるものとする。

(審査会の設置等)

第9条 職員の倫理の保持等に資するため、木更津市職員倫理審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

2 審査会の委員は、副市長、教育長、総務部長、企画部長及び財務部長の職にある者をもって充てる。

3 審査会は、前条第2項の規定による任命権者からの報告及び措置の内容について審査を行い、その結果を市長に報告するものとする。

4 審査会は、前項の審査に必要と認める場合は、職員その他の関係人等に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

5 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

6 前各項に定めるもののほか、審査会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る倫理の保持及び公正な職務の執行に資するため必要な措置を講ずることにより、職務の執行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 18 号

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例の制定について
第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会設置条例

(設置)

第 1 条 市は、第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設の適正な整備及び管理運営に関する事業（以下「本事業」という。）に係る民間事業者の選定に関し必要な事項について調査審議するため、第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、市長の諮問に応じて、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は建議する。

- (1) 本事業の実施方針（民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成 11 年法律第 117 号）第 5 条第 1 項に規定する実施方針をいう。）に関する事項
- (2) 本事業に係る民間事業者の募集に関する事項
- (3) 本事業に係る民間事業者の選定の基準に関する事項
- (4) 本事業に係る民間事業者の提案の審査及び民間事業者の選定に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人以内で組織し、学識経験者その他市長が必要と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から第 2 条第 4 号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日までとする。

(委員長及び副委員長)

第 5 条 委員会に、委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、第2期君津地域広域廃棄物処理施設建設を担当する課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(この条例の失効)

2 この条例は、第2条第4号の民間事業者の選定に係る答申を市長が受けた日限り、その効力を失う。

提案理由

第2期君津地域広域廃棄物処理施設の適正な整備及び管理運営に関する事業に係る民間事業者の選定に関し必要な事項について調査審議する第2期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会を置くため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 19 号

木更津市森林環境整備基金条例の制定について

木更津市森林環境整備基金条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市森林環境整備基金条例

(設置)

第 1 条 市は、森林の間伐、森林整備の担い手の確保並びに木材利用の促進及び普及啓発等による森林環境の整備に要する経費の財源に充てるため、木更津市森林環境整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第 2 条 基金として積み立てる額は、当該年度の一般会計の予算で定める額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に換えることができる。

(運用益金の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、当該年度の一般会計歳入歳出予算に計上して、この基金に繰り入れるものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第 6 条 市長は、森林の間伐、森林整備の担い手の確保並びに木材利用の促進及び普及啓発等による森林環境の整備に要する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成３１年４月１日から施行する。

提案理由

森林の間伐、森林整備の担い手の確保並びに木材利用の促進及び普及啓発等による森林環境の整備に要する経費の財源に充てる基金を設置するため、新たに条例を制定しようとするものである。

議案第 20 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

職員の給与に関する条例（昭和 26 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 中「（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和 27 年法律第 289 号）第 3 条第 4 号に規定する職員を除く。）」を削る。

別表第 2 の 6 級の項中「、副課長」を削り、同表 5 級の項中「副主幹」を「課長補佐又は副主幹」に改め、同表 4 級の項中「主査」を「係長又は主査」に改める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

君津地域水道事業の統合広域化及び行政需要の変化に的確に対応した職制の見直しに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 21 号

木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について

木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市道路占用料徴収条例等の一部を改正する条例

(木更津市道路占用料徴収条例の一部改正)

第 1 条 木更津市道路占用料徴収条例（昭和 29 年木更津市条例第 32 号）の一部を次のように改正する。

別表中「64 円」を「66 円」に、「37 円」を「38 円」に改める。

(木更津市行政財産使用料条例の一部改正)

第 2 条 木更津市行政財産使用料条例（昭和 40 年木更津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項各号中「100 分の 108」を「100 分の 110」に改める。

(木更津市民会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第 3 条 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例（昭和 44 年木更津市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 1 舞台設備の表中「108 円」を「110 円」に、「64 円」を「66 円」に、「162 円」を「165 円」に、「32 円」を「33 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「54 円」を「55 円」に、「216 円」を「220 円」に、「432 円」を「440 円」に改め、同表 2 照明器具の表中「648 円」を「660 円」に、「540 円」を「550 円」に、「216 円」を「220 円」に、「378 円」を「385 円」に、「108 円」を「110 円」に、「162 円」を「165 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「54 円」を「55 円」に改め、同表 3 音響装置の表中「540 円」を「550 円」に、「324 円」を「330 円」に、「594 円」を「605 円」に、「1,080 円」を「1,100 円」に、「162 円」を「165 円」に、「1,620 円」を「1,650 円」に、「216 円」を「220 円」に改め、同表 4 ピアノの表中「1,620 円」を「1,650 円」に改め、同表 5 その他の表中「864 円」を「880 円」に、「32 円」を「33

円」に、「162円」を「165円」に改める。

(木更津市法定外公共物の管理に関する条例の一部改正)

第4条 木更津市法定外公共物の管理に関する条例（平成14年木更津市条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表 1 使用料の表中「64円」を「66円」に、「37円」を「38円」に、「4,630円」を「4,940円」に、「450円」を「480円」に、「30円」を「32円」に改め、同表 2 生産物採取料の表中「250円」を「261円」に、「210円」を「220円」に、「150円」を「157円」に改める。

(木更津市公共案内看板設置に関する条例の一部改正)

第5条 木更津市公共案内看板設置に関する条例（平成24年木更津市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「25,000円」を「25,460円」に改める。

別表第2中「20,000円」を「20,370円」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(使用料等の適用区分)

2 第2条、第3条及び第5条の規定による改正後の次に掲げる条例に規定する使用料又は利用料金（以下この項において「使用料等」という。）の額は、この条例の施行の日以後に納付する使用料等について適用し、同日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

(1) 木更津市行政財産使用料条例第2条第1項に規定する使用料

(2) 木更津市民会館の設置及び管理に関する条例第16条第1項に規定する利用料金

(3) 木更津市公共案内看板設置に関する条例第10条に規定する使用料

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引き上げ分を負担転嫁するため、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 22 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例の制定について

附属機関設置条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

附属機関設置条例の一部を改正する条例

附属機関設置条例（昭和 34 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

別表水道審議会の項及び木更津市福祉有償運送運営協議会の項を削り、同表に次のように加える。

木更津市民会館整備検討委員会	木更津市民会館の整備について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 市の職員	10 人以内	2 年
木更津市庁舎整備検討委員会	本市の庁舎整備基本構想及び基本計画の見直しについて調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者 3 公募	10 人以内	2 年
木更津市あけぼの園民営化事業者選定委員会	民営化する木更津市あけぼの園の事業者の選定について調査審議し、必要な事項を市長に答申し、又は建議すること。	委員長 副委員長 委員	1 学識経験者 2 木更津市あけぼの園の利用者の保護者等を代表する者 3 市の職員	10 人以内	1 年
木更津市公募対象公園施設	公募対象公園施設の設置等予定者の選定	委員長 委員	1 学識経験者 2 関係団体を代表する者	7 人以内	2 年

設置等予定者	について調査審議し		る者		
選定委員会	、必要な事項を市長 に答申し、又は建議 すること。		3 市の職員		

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

水道審議会及び木更津市福祉有償運送運営協議会を廃止し、木更津市民会館整備検討委員会、木更津市庁舎整備検討委員会、木更津市あけぼの園民営化事業者選定委員会及び木更津市公募対象公園施設設置等予定者選定委員会を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 23 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 40 年木更津市条例第 8 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 火葬場整備運営事業者選定委員会委員の項の次に次のように加える。

第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設	日	委員長	30,000
整備運営事業者選定委員会委員		委員	25,000

別表第 4 母子保健コーディネーターの項中「9,000」を「10,500」に、「4,500」を「5,250」に改め、同表新生児・妊産婦訪問指導員の項中「2,400」を「2,500」に改め、同表発達相談員の項中

「

日	12,000
半日	6,000

を

」

「

日	窓口相談・教室等業務	16,000
	個別相談業務	14,000
半日	窓口相談・教室等業務	8,000
	個別相談業務	7,000

に改め、同表母子・父子自立支援員

」

の項中「母子・父子自立支援員」を「主任母子・父子自立支援員兼婦人相談員」に、「9,200」を「10,700」に改め、同項の次に次のように加える。

母子・父子自立支援員兼婦人相談員	日	9, 7 0 0
------------------	---	----------

附 則

この条例は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

母子保健コーディネーター及び新生児・妊産婦訪問指導員の報酬額を引き上げ、発達相談員の業務別の区分を規定するとともに報酬額を引き上げ、並びに第 2 期君津地域広域廃棄物処理施設整備運営事業者選定委員会委員、主任母子・父子自立支援員兼婦人相談員及び母子・父子自立支援員兼婦人相談員を設置するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 24 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市行政組織条例の一部を改正する条例

木更津市行政組織条例（昭和 46 年木更津市条例第 28 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 号に次のように加える。

シ 営繕に関する事項

第 3 条第 9 号コを削る。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

行政需要の変化に的確に対応した組織機構の改革に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 25 号

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員定数条例の一部を改正する条例

木更津市職員定数条例（昭和 58 年木更津市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「、公営企業」を削る。

第 2 条第 2 号中「678 人」を「716 人」に改め、同条中第 3 号を削り、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号から第 8 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

君津地域水道事業の統合広域化に伴い、職員の定数を変更するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 26 号

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成 7 年木更津市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条に次の 1 項を加える。

- 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する正規の勤務時間以外の時間における勤務に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

本市の一般職の職員の超過勤務命令の上限等を定めるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 27 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例
の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する
条例の一部を改正する条例

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の特例に関する条例
(昭和 30 年木更津市条例第 69 号) の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動
車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例

第 1 条中「特例法」を「合衆国特例法」に改め、「第 4 条第 1 項」の次に「（日本国における
国際連合の軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和 29 年
法律第 188 号。以下「国連特例法」という。）第 3 条第 2 項の規定により準用する場合を含む。）」
を、「軽自動車税」の次に「の種別割（以下「種別割」という。）」を加え、「昭和 36 年条例
第 44 号」を「昭和 36 年木更津市条例第 44 号」に、「「条例」を「市税条例」に、「設け
る」を「定める」に改める。

第 2 条から第 4 条までを次のように改める。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところ
による。

- (1) 合衆国軍隊の構成員等 合衆国特例法第 2 条第 4 項に規定する合衆国軍隊の構成員等、同
条第 5 項に規定する契約者及び同条第 6 項に規定する軍人用販売機関等をいう。
- (2) 国際連合の軍隊の構成員等 国連特例法第 2 条第 3 号に規定する国際連合の軍隊の構成員、
同条第 4 号に規定する軍属、同条第 5 号に規定する家族及び同条第 6 号に規定する軍人用販

売機関等をいう。

(徴収の方法)

第3条 合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する種別割については、市税条例第85条の規定にかかわらず、この条例で定めるところにより証紙徴収の方法による。

(証紙徴収の手続)

第4条 前条の規定により証紙徴収の方法により徴収される種別割の納税義務者は、5月16日から同月末日までに、木更津市の発行する証紙を購入してその種別割を納付しなければならない。この場合において、種別割の納税義務は、購入した証紙に納税済印による検印を受けたときに完了するものとする。

2 前項の規定により証紙を購入して種別割を納付した者は、軽自動車等を使用する場合には、その証紙を携帯し、徴税吏員の請求があるときは、これを提示しなければならない。

第5条中「第2条」を「第3条」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「条例」を「市税条例」に改める。

第6条の見出しを「(委任)」に改め、同条中「条例施行」を「条例の施行」に、「市長が」を「規則で」に改める。

別記様式を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の木更津市アメリカ合衆国軍隊の構成員等又は国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例に関する条例の規定は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成２８年法律第１３号）の施行及び国際連合の軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の特例を定めることに伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 28 号

木更津市税条例等の一部を改正する条例の制定について

木更津市税条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市税条例等の一部を改正する条例

(木更津市税条例の一部改正)

第 1 条 木更津市税条例（昭和 36 年木更津市条例第 44 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 19 条各号列記以外の部分中「第 67 条」の次に「、第 81 条の 6 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

第 34 条の 4 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改める。

第 80 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、3 輪以上の軽自動車に対し、当該 3 輪以上の軽自動車の取得者に環境性能割によつて、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によつて課する。

2 前項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者には、法第 443 条第 2 項に規定する者を含まないものとする。

第 80 条第 3 項中「第 443 条第 1 項」を「第 445 条第 1 項」に、「によつて軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第 1 項の規定にかかわらず」に、「もの」を「軽自動車等」に改める。

第 80 条の 2 を削る。

第 81 条を次のように改める。

(軽自動車税のみなす課税)

第 81 条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第 1 項に規定する 3 輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「3 輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があつたときは、新たに買主となる者を3輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した3輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した3輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

4 法の施行地外で3輪以上の軽自動車を取得した者が、当該3輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該3輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第81条の次に次の8条を加える。

（日本赤十字社の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の非課税の範囲）

第81条の2 日本赤十字社が所有する軽自動車等のうち、直接その本来の事業の用に供するもので、救急用のものその他これに類するもので規則で定めるものに対しては、軽自動車税を課さない。

（環境性能割の課税標準）

第81条の3 環境性能割の課税標準は、3輪以上の軽自動車の取得のために通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

（環境性能割の税率）

第81条の4 次の各号に掲げる3輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

(1) 法第451条第1項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の1

(2) 法第451条第2項（同条第4項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けるもの 100分の2

(3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第81条の5 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第81条の6 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる3輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

2 3輪以上の軽自動車の取得者（環境性能割の納税義務者を除く。）は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第81条の7 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかつた場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。

3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第81条の8 市長は、公益のため直接専用する3輪以上の軽自動車又は第90条第1項各号に掲げる軽自動車等（3輪以上のものに限る。）のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

(種別割の課税免除)

第81条の9 商品であつて使用しない軽自動車等に対しては、種別割を課さない。

第82条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は」に改め、同条第1号中「0.05リットル」を「0.05リットル」に、「0.6キロワット」を「0.6キロワット」に、「0.09リットル」を「0.09リットル」に、「0.8キロワット」を「0.8キロワット」に、「0.02リットル」を「0.02リットル」

に、「0. 25キロワット」を「0. 25キロワット」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 軽自動車及び小型特殊自動車

ア 軽自動車

(ア) 2輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3, 600円

(イ) 3輪のもの 年額 3, 900円

(ウ) 4輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6, 900円

自家用 年額 10, 800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3, 800円

自家用 年額 5, 000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3, 600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2, 400円

(イ) その他のもの 年額 5, 900円

第83条（見出しを含む。）及び第85条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第87条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に改め、同条第2項及び第3項中「については」を「にあつては」に改め、同条第4項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改め、「場合には」の次に「、規則の定めるところにより」を加え、「次の各号に」を「次に」に改める。

第88条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第80条第2項」を「第81条第1項」に改める。

第89条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「ものと認める軽自動車等」を「軽自動車等のうち必要と認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「直ちに」を「、直ちに」に改

める。

第90条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「次の各号に」を「次に」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「までに」を「までに、」に、「次の各号に」を「次に」に改め、同条第3項から第5項までの規定中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第91条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第80条の2」を「第81条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に、「以内に」を「以内に、」に改め、同条第5項中「間は」を「間は、」に改め、同条第7項中「所有し」を「所有し、」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第8項中「き損し」を「毀損し」に、「ま減した」を「磨滅した」に、「のき損」を「の毀損」に、「180円」を「200円」に改める。

附則第13条の2の次に次の6条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第13条の3 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の非課税の特例)

第13条の4 知事が自動車税の環境性能割を課さない自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、当分の間、第81条の2の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第13条の5 市長は、当分の間、第81条の8の規定にかかわらず、知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める3輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第13条の6 第81条の6の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第13条の7 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第13条の8 営業用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4の規定の適用については、
当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の
右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の3輪以上の軽自動車に対する第81条の4（第3号に係る部分に限る。）の規定
の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第14条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条第1項中「初め
て道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定す

る」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表中

「
第2号ア
」
を

「
第2号ア(イ)
第2号ア(ウ) a
第2号ア(ウ) b
」
に改め、同条第2項から第4項までの規定中

「
第2号ア
」
を

「

第２号ア(イ)
第２号ア(ウ) a
第２号ア(ウ) b

に改める。

」

附則第１４条の２を次のように改める。

第１４条の２ 削除

(木更津市法人市民税の特例に関する条例の一部改正)

第２条 木更津市法人市民税の特例に関する条例（昭和５５年木更津市条例第５号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項第１号中「１００分の１２．１」を「１００分の８．４」に改め、同項第２号中「１００分の１０．９」を「１００分の７．２」に改める。

(木更津市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第３条 木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成２６年木更津市条例第１３号）の一部を次のように改正する。

附則第６条中「に係る新条例第８２条及び新条例」を「の種別割に係る木更津市税条例第８２条及び」に、「規定中」を「同条例の規定中」に改め、同条の表を次のように改める。

第８２条第２号ア(イ)	３，９００円	３，１００円
第８２条第２号ア(ウ) a	６，９００円	５，５００円
	１０，８００円	７，２００円
第８２条第２号ア(ウ) b	３，８００円	３，０００円
	５，０００円	４，０００円
附則第１４条第１項	第８２条	木更津市税条例等の一部を改正する条例 (平成２６年木更津市条例第１３号。以下この条において「平成２６年改正条例」という。) 附則第６条の規定により読み替えて適用される第８２条

附則第 14 条第 1 項の表第 2 号ア(イ)の項	第 2 号ア(イ)	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(イ)
	3, 900 円	3, 100 円
附則第 14 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) a の項	第 2 号ア(ウ) a	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) a
	6, 900 円	5, 500 円
	10, 800 円	7, 200 円
附則第 14 条第 1 項の表第 2 号ア(ウ) b の項	第 2 号ア(ウ) b	平成 26 年改正条例附則第 6 条の規定により読み替えて適用される第 82 条第 2 号ア(ウ) b
	3, 800 円	3, 000 円
	5, 000 円	4, 000 円

(木更津市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第 4 条 木更津市税条例の一部を改正する条例（平成 27 年木更津市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

附則第 6 条第 7 項の表第 19 条第 3 号の項中「第 98 条第 1 項」を「第 81 条の 6 第 1 項の申告書、第 98 条第 1 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

(法人市民税に関する経過措置)

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の木更津市税条例（次条において「新条例」という。）第 34 条の 4 の規定並びに第 2 条の規定による改正後の木更津市法人市民税の特例に関する条例第 2 条第 1 項第 1 号及び第 2 号の規定は、この条例の施行の日（次条において「施行日」という。）以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

(身体障害者等に対する種別割の減免手続に関する特例)

第4条 平成32年度における身体障害者等に対する種別割の減免に係る第90条第4項の規定の適用については、同項中「第1項の規定により種別割の減免を受けようとする年度の前の年度において同項の規定による種別割」とあるのは「平成31年度において木更津市税条例等の一部を改正する条例（平成31年木更津市条例第 号）による改正前の木更津市税条例第90条第1項の規定による軽自動車税」と、「当該軽自動車等の減免を受けようとする年度」とあるのは「平成32年度」とする。

提案理由

地方税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第13号）等の施行並びに消費税率の引上げによる原動機付自転車及び小型特殊自動車の標識に係る弁償金の額の負担転嫁等に伴い、関係条例の整備をしようとするものである。

議案第 29 号

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

木更津市廃棄物の減量化、資源化及び適正処理等に関する条例（平成 5 年木更津市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

第 37 条第 6 号及び第 7 号中「短期大学」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を含む。）」を、「卒業した」の次に「（同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年環境省令第 27 号）の施行に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 30 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市公設地方卸売市場条例の一部を改正する条例

木更津市公設地方卸売市場条例（昭和 47 年木更津市条例第 33 号）の一部を次のように改正する。

第 36 条第 4 項、第 39 条第 3 項、第 42 条第 1 項及び第 46 条第 1 項中「8 パーセント」を「消費税額」に改める。

別表第 5 中「146 円」を「149 円」に、「356 円」を「363 円」に、「346 円」を「352 円」に、「151 円」を「154 円」に、「432 円」を「440 円」に、「9,720 円」を「9,900 円」に、「18,360 円」を「18,700 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の木更津市公設地方卸売市場条例第 55 条第 1 項の規定による使用料の額は、この条例の施行の日以後に納付する使用料について適用し、同日前に納付された使用料については、なお従前の例による。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴い、料金の改定等を行うため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 31 号

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市都市公園条例の一部を改正する条例

木更津市都市公園条例（昭和 41 年木更津市条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の 2 中第 5 項を第 6 項とし、同条第 4 項中「前 3 項」を「前各項」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 3 項の次に次の 1 項を加える。

4 都市公園についての政令第 6 条第 6 項に規定する場合に関する法第 5 条の 9 第 1 項の規定により読み替えて適用する法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、政令第 6 条第 6 項に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の 100 分の 10 を限度として第 1 項の規定により認められる建築面積を超えることができる。

第 7 条の 3 第 2 号中「及び入場料」を削る。

第 7 条の 4 第 1 項ただし書中「場合」の次に「又は指定管理者が必要と認め、あらかじめ市長の承認を得た場合」を加える。

第 10 条中「、入場料」を削る。

第 11 条第 2 項中「又は入場料」を削り、「許可又は入場」を「許可」に改める。

第 12 条（見出しを含む。）中「、入場料」を削り、同条ただし書中「に掲げる場合は」を「のいずれかに該当する場合は、」に改め、同条第 1 号中「、入場者」を削り、「使用、入場」を「使用」に改め、同条第 2 号中「、入場」を削り、「占有開始前」を「占有の開始前」に、「占有許可」を「占有の許可」に改める。

第 13 条（見出しを含む。）中「、入場料」を削り、同条第 1 号中「、入場」を削る。

別表第 1 鳥居崎海浜公園の項を削る。

別表第 2 都市公園使用料の項中「118 円」を「121 円」に、「847 円」を「863 円」に、「17,280 円」を「17,600 円」に、「21 円」を「22 円」に改め、同表水泳プール入場料の項を削り、同表都市公園占用料の項中「43 円」を「44 円」に改め、同表の備考の 5 中「算定した」の次に「使用料又は」を加え、同 5 を同 6 とし、同 4 を同 5 とし、同 3 の次

に次のように加える。

- 4 単位が1日と定められている場合において、1日の使用又は占用の期間が4時間以内であるときの使用料又は占用料の額は、それぞれこの表により算定した額の半額とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第7条の3、第10条から第13条まで及び別表第1の改正規定並びに別表第2の改正規定（水泳プール入場料の項を削る部分に限る。） 平成31年9月1日

- (2) 別表第2の改正規定（水泳プール入場料の項を削る部分及び備考の5中「算定した」の次に「使用料又は」を加え、同5を同6とし、同4を同5とし、同3の次に次のように加える部分を除く。）及び附則第3項の規定 平成31年10月1日

(経過措置)

- 2 平成31年3月31日以前になされた使用又は占用の許可で、当該使用又は占用の日が平成31年4月1日以後になるものに係る使用料又は占用料（以下「使用料等」という。）の額は、この条例による改正後の木更津市都市公園条例（以下「改正条例」という。）第10条の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 3 改正条例第10条の規定による使用料等の額は、平成31年10月1日以後に納付する使用料等について適用し、同日前に納付された使用料等については、なお従前の例による。

提案理由

都市緑地法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成29年政令第156号）の施行、消費税率及び地方消費税率の引き上げ分の負担転嫁並びに鳥居崎海浜公園の水泳プールの廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 32 号

木更津市地域污水处理場条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市地域污水处理場条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市地域污水处理場条例の一部を改正する条例

木更津市地域污水处理場条例（昭和 57 年木更津市条例第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 12 条第 1 項中「木更津市水道事業給水条例（平成 9 年木更津市条例第 26 号）に規定する」を「かずさ水道広域連合企業団（以下この条において「企業団」という。）が定める」に、「と併せて」を「の徴収方法の例により」に改め、同項の表中「1,944 円」を「1,980 円」に、「118 円 80 銭」を「121 円」に改め、同条第 3 項中「木更津市水道事業給水条例第 3 条第 5 号の規定する」を「企業団が定める」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条第 1 項の表の改正規定、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市地域污水处理場条例第 12 条第 1 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している污水处理場の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に手数料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した手数料（施行日以後初めて手数料の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である污水处理場の使用にあつては、当該確定した手数料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する手数料を前回確定日（その直前の手数料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて手数料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る部分に限る。）については、なお従前の例による。
- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数が生じたときは、これを 1 月とする。

提案理由

君津地域水道事業の統合広域化に伴い、並びに消費税率及び地方消費税率の引き上げ分を負担転嫁するため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 33 号

木更津市下水道条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市下水道条例の一部を改正する条例

木更津市下水道条例（昭和 59 年木更津市条例第 14 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項ただし書中「木更津市水道事業給水条例（平成 9 年木更津市条例第 26 号）第 27 条に」を「かずさ水道広域連合企業団が」に、「）と併わせて」を「以下この項において同じ。）と併せて」に改める。

別表第 1 中「864 円」を「880 円」に、「69 円 12 銭」を「70 円 40 銭」に、「138 円 24 銭」を「140 円 80 銭」に、「162 円」を「165 円」に、「189 円」を「192 円 50 銭」に、「221 円 40 銭」を「225 円 50 銭」に、「264 円 60 銭」を「269 円 50 銭」に、「300 円 24 銭」を「305 円 80 銭」に、「8,640 円」を「8,800 円」に、「54 円」を「55 円」に、「64 円 80 銭」を「66 円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、別表第 1 の改正規定、次項及び附則第 3 項の規定は、平成 31 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の木更津市下水道条例第 15 条第 2 項の規定にかかわらず、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前から継続している下水道の使用で、施行日から平成 31 年 10 月 31 日までの間に使用料の支払を受ける権利が確定するものの当該確定した使用料（施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日が同月 31 日後である下水道の使用にあっては、当該確定した使用料のうち、施行日以後初めて支払を受ける権利が確定する使用料を前回確定日（その直前の使用料の支払を受ける権利が確定した日をいう。以下この項において同じ。）から施行日以後初めて使用料の支払を受ける権利が確定する日までの期間の月数で除し、これに前回確定日から同月 31 日までの期間の月数を乗じて計算した金額に係る

部分に限る。)については、なお従前の例による。

- 3 前項の月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数が生じたときは、これを1月とする。

提案理由

君津地域水道事業の統合広域化に伴い、並びに消費税率及び地方消費税率の引き上げに伴う料金の改定を行うため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 34 号

木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

木更津市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成 16 年木更津市条例第 30 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 金田西地区地区計画の項沿道利用地区 B の目の次に次のように加える。

沿道利用地区 C	(1) 一戸建住宅（兼用住宅を含む。） (2) 床面積の合計が 15 平方メートルを超える畜舎 (3) 自動車教習所 (4) マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券 発売所、場外車券売場その他これらに類するもの (5) キャバレー、料理店その他これらに類するもの (6) 法別表第 2（ぬ）項第 3 号に掲げるもの
----------	--

別表第 1 金田西地区地区計画の項複合利用地区 B の目建築物の用途の制限の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号を第 3 号とし、第 5 号を第 4 号とし、同項複合利用地区 C の目建築物の用途の制限の欄中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

別表第 2 金田西地区地区計画の項中

「

沿道利用地区 B	1, 000 平方メートル
複合利用地区 B	
複合利用地区 C	

を

」

「

沿道利用地区B	1, 000平方メートル
沿道利用地区C	
複合利用地区B	
複合利用地区C	

に改める。

」

別表第3 金田西地区地区計画の項を次のように改める。

金田西地区地区計画	低層住宅地区	道路境界線までの距離は、地区計画の計画図において表示する1号壁面線については1メートル、2号壁面線については2メートル
	中低層住宅地区	
	沿道利用地区A	
	沿道利用地区B	
	沿道利用地区C	
	複合利用地区A	
	複合利用地区B	
	複合利用地区C	
	工業地区	

附 則

この条例は、公布の日以後初めて告示される都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定により準用する同法第20条第1項の規定による木更津都市計画金田西地区地区計画に係る都市計画の変更の告示の日から施行する。

提案理由

木更津都市計画金田西地区地区計画の変更に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 35 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市火災予防条例の一部を改正する条例

木更津市火災予防条例（昭和 37 年木更津市条例第 24 号）の一部を次のように改正する。

目次中「第 48 条」を「第 49 条」に、「第 49 条・第 50 条」を「第 50 条・第 51 条」に改める。

第 50 条を第 51 条とし、第 49 条を第 50 条とする。

第 6 章中第 48 条を第 49 条とし、第 47 条の次に次の 1 条を加える。

（防火対象物の消防用設備等の状況の公表）

第 48 条 消防長は、防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するため、

当該防火対象物の消防用設備等（法第 17 条第 1 項に規定する消防用設備等をいう。）の状況が、法、令又はこれに基づく命令に違反する場合は、その旨を公表することができる。

2 消防長は、前項の規定による公表をしようとするときは、当該防火対象物の関係者にその旨を通知するものとする。

3 第 1 項の規定による公表の対象となる防火対象物及び違反の内容並びに公表の手続は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 32 年 4 月 1 日から施行する。

提案理由

防火対象物を利用しようとする者の防火に係る安全性の判断に資するよう、防火対象物の消防用設備等の状況が消防法（昭和 23 年法律第 186 号）等に違反する場合に、その旨を公表する制度を設けるため、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 36 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例の制定について
木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市立公民館設置及び管理運営条例の一部を改正する条例

木更津市立公民館設置及び管理運営条例（昭和 32 年木更津市条例第 29 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項の表木更津市立金田公民館の項を削り、同表木更津市立富岡公民館の項中「1, 770 番地 1」を「1770 番地 1」に改め、同表木更津市立畑沢公民館の項中「1, 053 番地 12」を「1053 番地 12」に改める。

第 3 条の表木更津市立金田公民館の項中「木更津市立金田公民館」を「木更津市立中央公民館」に改める。

第 10 条第 2 項中「別表第 1 から別表第 17 まで」を「別表第 1 から別表第 16 まで」に改め、同条第 3 項中「別表第 7、別表第 12 及び別表第 14」を「別表第 6、別表第 11 及び別表第 13」に改める。

別表第 4 の備考の 1 中「別表第 7、別表第 12 及び別表第 14」を「別表第 6、別表第 11 及び別表第 13」に改める。

別表第 5 を削り、別表第 6 を別表第 5 とし、別表第 7 を別表第 6 とし、別表第 8 を別表第 7 とし、別表第 9 を別表第 8 とし、別表第 10 を別表第 9 とし、別表第 11 を別表第 10 とし、別表第 12 を別表第 11 とし、別表第 13 を別表第 12 とし、別表第 14 を別表第 13 とし、別表第 15 を別表第 14 とし、別表第 16 を別表第 15 とする。

別表第 17 種別の項中「午前 8 時 30 分から午後 9 時 30 分まで」を「午前 9 時から午後 9 時 30 分まで」に改め、同表木更津市立金田公民館畔戸分館の項中「木更津市立金田公民館畔戸分館」を「木更津市立中央公民館畔戸分館」に改め、同表を別表第 16 とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 2 項の改正規定（木更津市立金田公民館の項を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市立金田公民館の廃止、木更津市立金田公民館畔戸分館の名称変更等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 37 号

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市条例第 号

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

木更津市立市民学習会館等の設置及び管理に関する条例（昭和 51 年木更津市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条の表木更津市立高柳市民学習会館の項中「高柳 3 丁目」を「高柳三丁目」に改め、同表木更津市立金田市民学習会館の項を削り、同表木更津市立文京市民学習会館の項中「文京 2 丁目」を「文京二丁目」に改め、同表木更津市立清見台コミュニティーセンターの項及び木更津市立清見台コミュニティーセンター附属体育館の項中「清見台南 5 丁目」を「清見台南五丁目」に改め、同表木更津市立畑沢市民学習会館の項中「1, 0 5 3 番地 1 2」を「1 0 5 3 番地 1 2」に改め、同表木更津市立西清川市民学習会館の項中「永井作 2 丁目」を「永井作二丁目」に改め、同表木更津市立桜井市民学習会館の項中「桜井新町 4 丁目」を「桜井新町四丁目」に改める。

第 9 条第 1 項中「別表第 1 から別表第 10 まで」を「別表第 1 から別表第 9 まで」に改める。

第 10 条中「別表第 7 及び別表第 9」を「別表第 6 及び別表第 8」に改める。

別表第 2 を削り、別表第 3 を別表第 2 とし、別表第 4 を別表第 3 とし、別表第 5 を別表第 4 とし、別表第 6 を別表第 5 とし、別表第 7 を別表第 6 とし、別表第 8 を別表第 7 とし、別表第 9 を別表第 8 とし、別表第 10 を別表第 9 とする。

附 則

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の改正規定（木更津市立金田市民学習会館の項を削る部分を除く。）は、公布の日から施行する。

提案理由

木更津市立金田市民学習会館の廃止等に伴い、関係条文の整備をしようとするものである。

議案第 38 号

権利（債権）の放棄について

市は、次の債権を放棄する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- 1 債権の種類 水道料金債権（遅延損害金を含む。）
- 2 債 権 額 3, 0 6 3, 0 6 0 円（遅延損害金を除く。）
- 3 債 務 者 個人及び法人（13 件）
- 4 債権の概要

調定年度	債権放棄の理由	件 数	金 額
平成 18 年度	所在不明	2 件	2 0 8, 2 6 2 円
平成 19 年度	所在不明	5 件	5 9 3, 9 8 0 円
平成 20 年度	所在不明	2 件	1, 6 5 5, 7 5 5 円
平成 24 年度	所在不明	2 件	2, 8 7 3 円
平成 25 年度	所在不明	2 件	6 0 2, 1 9 0 円
合計		13 件	3, 0 6 3, 0 6 0 円

提案理由

消滅時効の期間が経過した水道料金に係る債権の放棄について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 10 号の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 39 号

業務委託変更契約の締結について

市は、次のとおり業務委託変更契約を締結する。

平成 31 年 2 月 12 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | |
|---------------|--|
| 1 業 務 委 託 名 | 木更津市公共下水道金田西雨水ポンプ場の建設工事に係る業務委託 |
| 2 業務委託の場所 | 木更津市中島字稲荷前 |
| 3 業務委託の概要 | 雨水ポンプ場、雨水調整池、放流渠建設工事の施工及び施工監理 |
| 4 契 約 金 額 | 変更前 6, 5 2 0, 0 0 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。）
変更後 4, 8 9 1, 3 3 5, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 5 契 約 の 相 手 方 | 東京都文京区湯島二丁目 3 1 番 2 7 号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博 |

提案理由

平成 27 年 12 月 15 日に可決された木更津市公共下水道金田西雨水ポンプ場の建設工事に係る業務委託の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和 39 年木更津市条例第 9 号）第 2 条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第40号

業務委託変更契約の締結について

市は、次のとおり業務委託変更契約を締結する。

平成31年2月12日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

- | | |
|-------------|--|
| 1 業 務 委 託 名 | 木更津市公共下水道木更津下水処理場（沈砂池・自家発電施設再構築）
の建設工事に係る業務委託 |
| 2 業務委託の場所 | 木更津市潮浜一丁目19番1 |
| 3 業務委託の概要 | 沈砂池・自家発電施設を主とした機械・電気設備再構築工事の施工及び
施工監理 |
| 4 契 約 金 額 | 変更前 1,368,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
変更後 1,191,860,000円（消費税及び地方消費税を含む。） |
| 5 契約の相手方 | 東京都文京区湯島二丁目31番27号
日本下水道事業団
理事長 辻原 俊博 |

提案理由

平成29年9月28日に可決された木更津市公共下水道木更津下水処理場（沈砂池・自家発電施設再構築）の建設工事に係る業務委託の変更契約の締結をするにあたり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年木更津市条例第9号）第2条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第 4 1 号

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業
協議会規約の制定に関する協議について

広域廃棄物処理に関する事務を共同して管理し、及び執行するための協議会の設置に関する木
更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規
約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 2
の 2 第 1 項の規定により関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同法第 2 5 2 条の 2 の 2 第
3 項の規定により議会の議決を求める。

平成 3 1 年 2 月 1 2 日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業
協議会規約

（協議会の設置）

第 1 条 木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町が、広域廃棄物処
理に関する事務を共同して管理し、及び執行するため、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）
第 2 5 2 条の 2 の 2 第 1 項の規定に基づき、協議会を設置する。

（協議会の名称）

第 2 条 協議会の名称は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町
広域廃棄物処理事業協議会（以下「協議会」という。）とする。

（協議会を組織する市町）

第 3 条 協議会は、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町（以下
「関係市町」という。）をもって組織する。

（協議会の担任する事務）

第 4 条 協議会は、次に掲げる事務を管理し、及び執行する。

- (1) 広域廃棄物処理施設の建設に関する事務
- (2) 前号に掲げるもののほか広域廃棄物処理に関する事務

（協議会の事務所）

第 5 条 協議会の事務所は、千葉県木更津市潮浜三丁目 1 番地木更津市環境部まち美化推進課内
に置く。

(組織)

第6条 協議会は、会長及び委員6人をもって組織する。

(会長)

第7条 会長は、関係市町の長が協議して定めた関係市町の長をもって充てる。

2 会長は、非常勤とする。

(委員)

第8条 委員は、会長以外の関係市町の長又は当該関係市町の長が指名する者をもって充てる。

2 委員は、非常勤とする。

(会長の職務代理)

第9条 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指定した委員がその職務を代理する。

(職員)

第10条 協議会の担任する事務に従事する職員は、木更津市環境部まち美化推進課廃棄物処理事業準備室職員によって構成する。

2 協議会の担任する事務に従事する職員（以下「職員」という。）の定数及び当該定数の関係市町の配分については、関係市町の長が協議により定める。

3 関係市町の長は、前項の規定により配分された定数の職員を、それぞれ当該市町の職員のうちから選任するものとする。

4 会長は、職員が心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認めるとき又は職員に職務上の義務違反その他職員たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(職員の職務)

第11条 会長は、職員のうちから主任の者（以下「事務長」という。）を定めなければならない。

2 事務長は、会長の命を受け、協議会の事務を掌理する。

3 事務長以外の職員は、上司の指揮を受け、協議会の事務に従事する。

(事務処理のための組織)

第12条 会長は、協議会の会議（以下「会議」という。）を経て、協議会の事務を処理するために必要な組織を設けることができる。

(会議)

第13条 会議は、協議会の事務の管理及び執行に関する基本的な事項を決定する。

(会議の招集)

第14条 会議は、会長が招集する。

2 委員の3分の1以上の者から会議の招集の請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

3 会議開催の場所及び日時は、会議に付議すべき事項とともに、会長があらかじめこれを委員に通知しなければならない。

(会議の運営)

第15条 会議は、在任する委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議の議事その他会議の運営に関し必要な事項は、会議において定める。

(関係市町の長の名においてする事務の管理及び執行)

第16条 協議会が、その担任する事務を関係市町の長の名において管理し、及び執行する場合には、関係市町の協議により、協議会は、当該事務に関する一の市町の条例、規則その他の規程（以下「条例、規則等」という。）を関係市町の当該事務に関する条例、規則その他の規程とみなして、当該事務をその定めるところにより管理し、及び執行するものとする。

2 前項の条例、規則等を制定し、又は改廃しようとする市町の長は、あらかじめ関係市町と協議しなければならない。

3 第1項の条例、規則等を制定し、又は改廃した市町の長は、その旨を関係市町の長に通知するものとし、関係市町の長は、当該条例、規則等について公表を要するものがあるときは、直ちに公表するものとする。

(経費の支弁の方法)

第17条 協議会の事務の管理及び執行に要する経費は、関係市町が負担する。

2 前項の規定により、関係市町が負担すべき額は、別に定める負担金割合によるものとする。

この場合において、関係市町の長は、あらかじめ協議会に対し、協議会が要する経費の見積りに関する書類の提出を求めるものとする。

3 関係市町は、前項の規定による負担額を、木更津市に納付しなければならない。

(財産の取得、管理及び処分)

第18条 協議会の担任する事務の用に供する財産に関しては、関係市町が協議してそれぞれ取

得し、又は処分するものとし、当該財産の管理は、協議会がこれを行う。

- 2 協議会は、前項の財産を管理する場合においては、当該管理に関する一の市町の条例、規則等を関係市町の当該管理に関する条例、規則等とみなして、当該管理を、その定めるところにより行うものとする。この場合において、第16条第2項及び第3項の規定を準用する。

(その他の財務に関する事項)

第19条 この規約に定めるもののほか、協議会の財務に関しては、地方自治法に定める普通地方公共団体の財務に関する手続の例による。

(協議会解散の場合の措置)

第20条 協議会が解散した場合においては、関係市町が協議によりその事務を承継する。

(協議会の規程)

第21条 協議会は、この規約に定めるもののほか、その会議を経て協議会の担任する事務の管理及び執行その他協議会に関して必要な規程を設けることができる。

- 2 前項の規程のうち、公表を要するものがあるときは、会長は、直ちに関係市町の長に当該規程を送付し、これを公表することを求めることができる。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町における、木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、鴨川市、南房総市及び鋸南町広域廃棄物処理事業協議会規約を制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2の2第1項の規定により、関係普通地方公共団体と協議するに当たり、同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第42号

木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域污水处理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する協議について

木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域污水处理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約を次のとおり制定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、かずさ水道広域連合企業団と協議する。

平成31年2月12日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域污水处理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約
(趣旨)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、木更津市の下水道使用料及び地域污水处理手数料の徴収等に関する事務をかずさ水道広域連合企業団（以下「広域連合企業団」という。）に委託することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(委託事務の範囲)

第2条 木更津市は、木更津市下水道条例（昭和59年木更津市条例第14号）に基づく下水道使用料及び木更津市地域污水处理場条例（昭和57年木更津市条例第23号）に基づく地域污水处理手数料（以下「使用料等」という。）の徴収等に関する事務のうち、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を広域連合企業団に委託する。

- (1) 使用の開始、中止等に係る受付に関する事務
- (2) 使用料等の調定に係る調査、算定、請求及び収納に関する事務
- (3) 使用料等に係る過誤納金の還付に関する事務
- (4) 使用料等の納付の勧奨に関する事務
- (5) 使用料等に係る納入証明書の発行に関する事務

2 前項の規定にかかわらず、木更津市長とかずさ水道広域連合企業団広域連合企業長（以下「広域連合企業長」という。）との協議により、木更津市が行うこととされた事務については、木更津市が管理し、執行するものとする。

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、木更津市下水道条例、木更津市下水道条例施行規則（昭和59年木更津市規則第16号）、木更津市地域污水处理場条例、木更津市地域污水处理場条例施行規則（昭和57年木更津市規則第28号）その他の規程（以下「木更津市の条例等」という。）に定めるもののほか、広域連合企業団の規程等の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、木更津市の負担とする。

2 前項の経費の額並びに支払の時期及び方法は、木更津市長と広域連合企業長が協議して定めるものとする。この場合において、広域連合企業長は、あらかじめ委託事務に要する経費の見積りに関する書類を木更津市長に送付しなければならない。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い広域連合企業団が徴収する使用料等の収入は、木更津市に帰属する。

(連絡会議)

第6条 広域連合企業長は、必要と認めるとき又は木更津市長から要請があったときは、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、木更津市長との連絡会議を開くものとする。

(条例等の改正の場合の措置)

第7条 木更津市長及び広域連合企業長は、委託事務の管理及び執行について適用される条例、規則その他の規程の全部又は一部を改正しようとする場合はあらかじめその改正の内容を相手方に通知するものとする。

(委託事務の管理及び執行の細目)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、木更津市長と広域連合企業長が協議して定めるものとする。

附 則

この規約は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

木更津市とかずさ水道広域連合企業団との間における下水道使用料及び地域汚水処理手数料の徴収等に関する事務の委託に関する規約を制定することについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２５２条の１４第１項の規定により、かずさ水道広域連合企業団と協議をするに当たり、同法第２５２条の２の２第３項の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第43号

君津広域水道企業団の解散に関する協議について

平成31年3月31日をもって君津広域水道企業団を解散することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、千葉県、君津市、富津市及び袖ヶ浦市と協議する。

平成31年2月12日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

提案理由

千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が設置したかずさ水道広域連合企業団が、平成31年4月1日から君津広域水道企業団に代わり用水供給事業を開始することに伴い、君津広域水道企業団の解散に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、千葉県、君津市、富津市及び袖ヶ浦市と協議するに当たり、同法第290条の規定により、議会の議決を得ようとするものである。

議案第４４号

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について

君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分を下記のとおり定めることについて、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、千葉県、君津市、富津市及び袖ヶ浦市と協議する。

平成３１年２月１２日提出

木更津市長 渡 辺 芳 邦

記

君津広域水道企業団に存する財産の全てをかずさ水道広域連合企業団に帰属させる。

提案理由

千葉県、木更津市、君津市、富津市及び袖ヶ浦市が設置したかずさ水道広域連合企業団が、平成３１年４月１日から君津広域水道企業団に代わり用水供給事業を開始することに伴い、君津広域水道企業団を解散することから、君津広域水道企業団の解散に伴う財産処分に関する協議について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２８９条の規定により、千葉県、君津市、富津市及び袖ヶ浦市と協議するに当たり、同法第２９０条の規定により議会の議決を得ようとするものである。